

公共事業景観検討実施要領の運用

公共事業景観検討実施要領について、運用事項を以下のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部等による公共事業等の実施に際し、自然景観や歴史的・文化的景観等の保全と、地域の特色を生かした魅力ある景観の創造に向けた配慮事項の点検及び検討（以下「公共事業景観検討」という。）を行うにあたり、必要な事項を定める。

■「等」とは

- ・農政部及び森林環境部を指す。
- ・農政部及び森林環境部が要望するものについては、この実施要領を適用する。
- ・県土整備部は全て、この実施要領を適用する。

(対象事業)

第3条 公共事業景観検討を実施する事業は、次の各号に定めるところにより選定するものとする。

- (1) 公共事業事前評価会議（調査）に諮るもののうち、全体事業費が10億円以上となる可能性のある事業
- (2) 公共事業事前評価会議（調査）案件から別に示す一定規模以上などの構造物が生ずるものについて、景観づくり推進室長が必要であると認めたもの
- (3) 築造する構造物が見える重要な視点場が存在すると景観づくり推進室長が認めたもの
- (4) 県土整備部が実施する他部局の公共事業のうち、当該部局が景観アドバイザー会議の対象とすることを希望するもの
- (5) 公共事業事前評価会議（調査）時に諮ることはなかったが、事業実施における公共事業事前評価会議の対象となる案件で、その後全体事業費が10億円以上となった事業
- (6) その他特に必要と認められる事業

■(2)「別に示す一定規模以上などの構造物」とは

- ・まず一般的に規模の大きな構造物は、景観に与えるインパクトは大きいものと推定されるため、この様な表現としている。目安として以下のような構造物など考えられる。

- 橋梁（橋長 20m以上）
- ダム・堰堤（直高 10m以上）
- トンネル
- のり面（切り土・盛り土）（直高 5 m以上）
- 用途の変わる公園の改修

ただし、小規模なものであっても、人為的なインパクトが強い構造物など、景観に影響を与える構造物が生じることが予想されるものは対象とする。

（例：アンカー付き法枠など）

■（２）（３）「景観づくり推進室長が必要であると認めたもの」の観点

- ・自己点検チェックシートの前段にある「事業概要」「地域の景観にかかる法規制等の状況」「地域の景観特性」「配慮事項」について記載し、想定される構造物が解る範囲で、チェックシートに記載したもの及び、位置図やその他の図面、写真などにより、影響について判断する。判断をする観点としては、チェックシートの各項目の事項を配慮する必要があるかで判断する。容易に自ずと判断出来る項目以外のものが存在する場合、景観検討の必要があると判断する。
- ・景観計画の景観形成方針の欄は確認したかのチェック欄しか無いため、内容まで確認することに留意する。
- ・景観重要公共施設の欄は施設指定の有無のチェック欄しか無いため、施設名称や位置まで確認することに留意する。
- ・地域の景観特性の欄は、事業者の記載内容が正確か、景観づくり推進室においても情報収集し確認することに留意する。

■（３）「重要な視点場」とは

公共事業評価（事前評価調査時）に提出する段階で景観づくり推進室がチェックを行い、該当すると判断したものが考えられる。

或いは、公共事業評価（事前評価調査時）に該当しないものでも、事業課や景観づくり推進室が該当すると判断したもの。

その観点はつぎの何れかの項目に当てはまる場所とする。

- ・自己点検チェックシートの「地域の景観特性」にある景観資源との関係の中で影響が大きいと思われる場所（公共的な場所に限らない。）

例：有名な寺の庭で、借景として使われている山に建設する堰堤が見えてしまうなど。

- ・公共眺望ポイント

■（６）「その他特に必要と認められる事業」とは

- ・上記（１）～（５）には該当しないが、事業課や景観づくり推進室が、想定していない個々の案件について、影響が大きいと考えた場合など。

例：規模は小さいが、モニュメントや広場などでアドバイザー会議による指導を受けるべきと判断出来るものなど。

(実施時期)

第4条の2 公共事業景観検討を開始する時期は、原則として公共事業評価事前評価（事業実施時）の前年までに行うものとする。

■「原則として」とは

・通常の事業は、公共事業事前評価（調査）時点で、概略や予備などの設計が行われるが、諸般の事情によりやむを得ない場合には、事業実施後など、実施すべきであることが解った時点で行うことが出来る主旨である。

■「前年までに」の考え方

・公共事業検討の実施内容（別紙1）には、構想段階に、概略設計・予備設計・基本設計等とあるが、これは、最初に景観に関する考え方のチェックを受けるべきであるという考え方から来ているため、「公共事業評価事前評価（事業実施時）の前年までに行う」としている。従って、予備設計などが事業実施後に行われるケースであっても、事業実施前における概略設計の中で予め受けておく必要がある。

(景観アドバイザー会議)

第6条 景観アドバイザー会議は、原則として構想段階及び設計段階について各2回開催するものとするが、必要に応じて増減することができる。なお、地域の特性や状況に応じ複数の対象事業を合同で実施するなど効率化に努めるものとする。

■「必要に応じて」とは

つぎの何れかに該当する場合を指す。

- ・構想段階の景観アドバイザー会議において、増減の必要性を判断された場合。
- ・構想段階では実施されず、やむを得ず設計段階のみとなった場合。
- ・その他、増減の必要があると景観づくり推進室長が判断した場合。

■「効率化に努める」とは

・構造や規模が類似の構造物で、既にアドバイザー会議が実施されており、施工する場所の違い等を考慮しても、周囲の景観への影響に問題が無いと、景観づくり推進室長が判断した場合。

■公共事業景観カルテについて

- ・公共事業景観カルテは、公共事業景観検討実施要領 別紙1「公共事業景観検討実施手順」のフロー図のとおり作成し、事務局へ提出する。
- ・公共事業景観カルテは、景観アドバイザー会議の際に担当景観アドバイザーへ示し、その記載内容を基に会議を進めていく。